



共に羽ばたく未来に

税理士法人 *will* Tax News

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ビル 4F

Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987

HP [http:// will-tax.com](http://will-tax.com)

e-mail info@will-tax.com

2020年7月号 No.025

今月のテーマ 所得税の源泉徴収制度

サラリーマンの方は毎月の給与明細の中に、経営されている方は請求書の中に源泉所得税という言葉を目にしたことがあるのではないのでしょうか。この源泉所得税は確定申告で計算される年間の所得税額が決定する前に予め一定の算式で計算した税額を徴収することを目的としています。受け取る収入の種類によっては源泉所得税が発生しないものや、同じ種類の収入でも支払う側によって源泉徴収の要不要が変わります。今回は所得税の源泉徴収制度についてご紹介いたします。

1. 源泉徴収制度

(1) 源泉徴収義務者

会社や個人事業主が、従業員に給与を支払ったり、個人で開業している税理士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。

そして、差し引いた所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納める義務があります。このように所得税及び復興特別所得税を差し引いて納税する義務のある者を源泉徴収義務者といいます。つまり、この源泉徴収制度によって、サラリーマンなど納税者本人に代わって、会社や個人事業主がその本人の負担すべき所得税を立替払いしていることとなります。

また、従業員を雇って給与を支払っている個人事業主以外の個人が、弁護士や税理士などに支払う報酬・料金等については源泉徴収が不要となります。例えばサラリーマンが自分の確定申告をするために税理士報酬を支払うような場合は源泉徴収する必要はありません。

(2) 対象となる支払

個人に対して右図のような支払いをする源泉徴収義務者は所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

- ・給料、賞与
- ・退職金等
- ・報酬、料金
- ・特定口座内の上場株式の譲渡
- ・利子配当
- ・公的年金
- ・個人年金

2. 源泉所得税の納付

(1) 納付時期

源泉徴収義務者が徴収した所得税及び復興特別所得税を納める時期には次の2つがあります。

① 原則

源泉徴収の対象となる支払を行った翌月10日までに納付します。例えば、7月1日から7月31日までに支払われた分から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は8月10日までに納付しなければなりません。

② 納期の特例

給与を支給する人員が常時10人未満である源泉徴収義務者が、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税について、下図のように年2回にまとめて納付できるという特例があります。この特例は[源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書](#)を提出して承認を受ける必要があります。1つ注意点として原稿料などの報酬・料金について納期の特例は適用されませんので、①の原則により納付することとなります。

1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税・・・本年7月10日
 7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税・・・翌年1月20日

(2) 納付方法

徴収した所得税及び復興特別所得税の納付方法は次の3つから選択することができます。

① 金融機関窓口

各種所得に係る所得税徴収高計算書、いわゆる納付書を作成して金融機関の窓口で納付します。

② ネットバンキング・ATM

e-tax を使って電子申告した内容を基に国税庁から提供される情報を使って、自分のパソコンからネットバンクを利用するか、又はATMにおいて納付します。

③ ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署へ[届出](#)をすることで、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、届出した預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して納付します。